

島根原子力発電所 周辺地域住民の安全確保等に関する協定
第11条第1項の規程に基づく立入調査の結果について

平成27年6月30日
松江市防災安全部原子力安全対策課

本日、中国電力㈱から連絡を受けた、島根原子力発電所の低レベル放射性廃棄物のモルタル固型化設備に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱いについて、松江市は島根県と合同で安全協定第11条第1項に基づく立入調査を下記の通り実施しましたのでお知らせします。

記

1. 立入調査日時及び場所

日時：平成27年6月30日（火） 17時00分～20時45分
場所：島根原子力発電所

2. 立入調査員

島根県 防災部原子力安全対策課	奈良課長、伊藤原子力安全対策第二GL、 高嶋主任技師、柘植技師
松江市 防災安全部原子力安全対策課	矢野課長、先久専門技術員、向村主任主事、 糸賀主事

3. 立入調査結果概要

本事案に係る事実関係を、聴き取り及び関係書類により確認し、現場の状況を確認した。

- ① 本事案による周辺環境への影響の有無の確認
 - ・本事案の発生期間である平成26年5月から平成27年6月までのサイトバンカ建物排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストが平常の値であったことを記録紙で抜き取り確認し、環境へ影響がないことを確認
- ② 固型化設備の添加水流量計等の校正
 - ・中国電力㈱の保修担当者が、実際には当該流量計の校正を委託していなかったが、それを実施したようにするため、架空の校正記録を作成していたことを、実際の書類で確認
 - ・サイトバンカ建物内のモルタル固型化設備の添加水流量計等を現地で確認
- ③ 搬出を中止した低レベル放射性廃棄物の取り扱い
 - ・今年度、搬出を予定していた低レベル放射性廃棄物（ドラム缶 1,240 本）について、敷地内の低レベル放射性固体廃棄物貯蔵所（A棟）において保管している状況を確認
- ④ 指示事項等
 - ・今回の事案は重大な問題であると考えており、引き続き、調査、確認等を行っていくことを指摘

（参考）島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）
（立入調査）

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

注）甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力㈱